

能美市透水性舗装整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、雨水の流出抑制による河川の負担軽減を行うことで安全で安心なまちづくりを推進し、市内の企業が製造するリサイクル製品の普及を図ることで資源循環型社会を構築するため、透水性舗装整備事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「透水性舗装」とは、市内の企業が製造し、石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱(平成10年9月1日施行)の規定により、石川県エコ・リサイクル認定製品に認定された透水性舗装材を使用する舗装をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内における建物の敷地で、その建物又は敷地の所有者が整備する透水性舗装とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、補助金の交付の対象としない。

(1) 過去にこの告示による補助金の交付を受けた敷地に係る申請の場合

(2) 補助金の申請者又は土地の所有者が、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に規定する市税等を滞納している場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費の額又は敷地の透水性舗装を行う面積に石川県が公開する石川県エコ・リサイクル認定製品パンフレットに記載されている透水性舗装に係る1平方メートル当たりの単価を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、かつ、100万円を超えないものとする。

(事業認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該交付を受けようとする補助事業の着手前に事業の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、補助事業認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書(様式第2号)により、当該申請をした申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の認定に対し、必要な条件を付することができる。

(事業認定の変更等)

第6条 前条第1項の認定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該認定を受けた事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更認定申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

(事業認定の取消し)

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。

(2) 補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、第5条第3項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに補助金の交付の可否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第5号)により、適当でないと認められたときは所定の補助金交付決定できない旨の通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第16条の規定に該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 補助事業を廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第11条 補助事業者は、第9条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められたときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を補助事業に係る工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業の総事業費のうち自

己の負担に係る金額を超える額を工事を行った者に対して支払っている場合は、代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第9条第1項の規定による補助金額の確定後に、委任状(様式第7号)を添えて補助金請求書(代理受領)(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があった時は、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(返還)

第13条 市長は、第10条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(報告、調査及び検査)

第14条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年11月4日から施行する。